

荒尾市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 荒尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、市立学校（荒尾市立学校条例（昭和39年条例第20号）別表に規定する小学校及び中学校をいう。以下「学校」という。）の学校運営に関して協議する機関として、学校を指定し、協議会を設置することができる。

(指定)

第3条 教育委員会は、協議会の設置により次に掲げる事項を達成できると認められるときは、前条の規定による学校の指定（以下「指定」という。）をすることができる。

- (1) 教育方針等、学校運営に地域のニーズを的確に反映すること。
- (2) 地域の創意工夫により特色のある学校づくりを推進すること。
- (3) 保護者及び地域住民が学校と協働し、責任をもって学校づくりを進めること。

2 教育委員会は、指定をしようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、当該指定を行うものとする。ただし、第6項の規定による申請があった場合の校長の意向については、この限りでない。

3 教育委員会は、指定をしたときは、当該指定をした学校にその旨の書面を交付するものとする。

4 指定の期間は2年とし、再指定をすることができる。

5 前項の指定の期間により難いときは、教育委員会が別に定める。

6 指定を受けようとする学校の校長は、教育委員会に当該指定の申請をすることができる。

7 教育委員会は、前項の申請が行われたときは、その申請が行われた日から60日以内に指定の可否を決定しなければならない。

8 教育委員会は、前項の指定の可否を決定する場合において必要と認めるときは、当該申請を行った学校の校長及び関係者から意見を聴取することができる。

9 教育委員会は、第6項の申請が行われた場合において指定を行わないときは、当該申請を行っ

た学校の校長に対して、その理由を示さなければならない。

(所管事項)

第4条 指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校経営計画に関する事。
- (3) 組織編制に関する事。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事。
- (5) 施設の管理、整備等に関する事。

2 指定学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の承認が得られないときは、協議会の委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有するものとする。

4 指定学校の校長は、協議会に対して、第1項各号に掲げる事項について毎年度の運営実績を報告するものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、当該指定学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、熊本県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(委員の任命等)

第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該指定学校に在籍する生徒又は児童の保護者
- (2) 当該指定学校の所在する地域の住民
- (3) 当該指定学校の校長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 当該指定学校の校長以外の委員については、当該指定学校の校長が教育委員会に推薦することができる。
- 3 教育委員会は、前項の推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(禁止事項)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
- (3) 協議会及び当該指定学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第10条 協議会は、会長が開催日の7日前までに議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) その他特別な事情により協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割及び責任について、正しい理解を得るために必要な研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の指導及び助言を適切に行うため、教育委員会内に運営指導委員会を設けることができる。

3 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、協議会に必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第14条 教育委員会は、前条第1項の指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められるとき。
- (3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、指定の取消しをしようとする場合において、当該指定学校の校長及び委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消すときは、当該指定学校の校長に取消し事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第7条第2項各号に反したとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとする場合において、当該委員から弁明の機会を与えること

を求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に対しその理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第16条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びに当該協議会の設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

2 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びに当該協議会の設置目的に反しない範囲において、教育委員会に届出の上、別の名称を用いることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。